

規 約 改 正 案

平成20年度に新支部 大和市ラグビーフットボール協会が設立されたため下記のとおり

細則第9章関係団体に第51条を追加する。

細 則 第 9 章 関 係 団 体

第51条 （支部）大和市ラグビー協会は本会会員の大和市に所在するチームにより組織され、本会理事会の監督下に次のとおり大和市体育協会関係の行事の運営に当るものとする。

1. 市協会の会員は同時に本会々員でなければならない。
2. 会長以外の役員は、各加盟チームからの推薦により選出し、本会理事会の承認を受けなければならない。
3. 市協会は、本会の承認を得て大和市体育協会に加盟する。
4. 市協会の運営は本会の分与金と大和市体育協会の補助金その他を以て之を賄う。
5. 市協会は、大和市主催の市民ラグビー大会を主管する。
6. 毎会計年度末には、決算報告書および事業報告書を提出しなければならない。